

資料

„Devaluation“の概念に就て

——カール・エルスターの所論——

小 引

本稿はKarl Elsterが Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. 116. Bd. 2. Hft. Februar, 1921. SS. 160-171.に掲げた所の Zum Begriffe der „Devaluation“と題する一文を邦譯したものであつて、茲に謂ふ所の „Devaluation“は、強いて之を邦譯するならば貨幣價值の切下げ、とも稱すものであるが、其の原意を盡さるべきことあるを惧れて原語の儘に用ふることを許されたい。

獨逸の——露西亞、埃太利の夫れは措いて問はずとするも——貨幣制度が、這次の大戦の爲に甚だしき混亂狀態に陥つたことは、叙説を俟たずして明瞭周知なる事實であり、之を如何に收拾すべきやに關する論議の囂々たるは、本研究の前號及び前々號に所載の拙稿「戦後貨幣價值暴落問題ニ關スル文献」が之を雄辯に語つてゐる。

茲にカール・エルスターの所論を紹介せんとするは、現今獨逸に於て斯かる論議の過りつゝある發展方向の一瞥を呈して、

„Devaluation“の概念に就て

讀者の一考を仰ぎたい爲である。エルスターの原文には別段の區分を缺くも、其の論意を汲んで假に之を區分し

一、"Devaluation"とベンディクセン (二一—一〇頁)

二、近代に於ける "Devaluation" の若干實例と其の研究 (一〇—一八頁)

三、本 論——"Devaluation" の概念 (一八—二四頁)

四、結 論 (二四—二七頁)

と表題する所以は、紹介の徹底を願ふにすぎない。

終に臨み、御多忙中にも拘らず本稿を御閱讀して下さいました福田先生に、感謝の意を表します。——譯者記——

一、"Devaluation"とベンディクセン

"Devaluation" と呼ばれる所の幻影は、今も尙隨處に出沒し所在に隱顯してゐる。夥しい出版物は其の性質が學術専門的になると、普通常識向なるとを問はず、何れも此の "Devaluation" に關して攷究論争を重ね、獨逸の本位 Valuta の回復を目的とする所の "Devaluation" は或は之を期望し或は之を推獎し、或は又之を諫止せんとしてゐる。過去一世紀に遡つて本問題に關する文獻が熱心に涉獵せられてゐる。その主要なるものを擧げんか古くはヤコブ²⁾、ヘルフェリツヒ³⁾、ロツシヤー⁴⁾、ネエベニウス⁵⁾、ワグナー⁶⁾、レキシス⁷⁾、等あり下つては、ワルデア・ロツ⁸⁾、フリードリツヒ・ベンディクセン⁹⁾ あり、更にオツト・ハイン¹⁰⁾、カール・デイル¹¹⁾、ボーレ¹²⁾、テルハルレ¹³⁾、アルフレッド・ランスブルヒ¹⁴⁾、ルドルフ・ダルベルグ¹⁵⁾、ローゼンベルグ¹⁶⁾、ワツセルマン¹⁷⁾、ハウゼル¹⁸⁾、ワイル¹⁹⁾、ケンメラ

等論客雲の如く、その他の雜輩に至つては之を瞥見するの遑すらもない。是等の人々は „Devaluation“ と稱せらるゝ所の手段——或は手段と稱せねばならない所の此の „Devaluation“——に對して或は全部的に賛成し、或は部分的に賛同し、或は又強硬に反對してゐる。

惟ふに „Devaluation“ に關する文獻の豊富なるは、他の一面より言へば „Devaluation“ に對して満足なる解決が得られてゐないといふ事實を證示するものである。而して „Devaluation“ に關する著書論文の中、學說史家 Dogmenhistoriker としての述作が其の大部分を占め、残りの小部分が經濟史家 Wirtschaftshistoriker としての所産であり、其の悉くは何れも本位政策論者 Währungspolitiker としての論說である。以上の如き雰圍氣の圈内に於て貨幣理論家 Geldtheoretiker として、熱心に本問題を検討考究してゐる人が唯一人ある。是別人ならぬ、彼のフリードリツヒ・ヘンティッセンが其の人である。

彼は、一九二〇年四月一五日號の „Bank-Archiv“ に於て „Devaluation“ を論じ、之を實行するを指稱して「『矯正』 „Eine Richtigestellung“ である」と説いた。彼は本位政策的 währungspolitische 論争に容喙するを屑しとせずして、純乎たる貨幣理論的 geldtheoretische な觀點から論を行ふ所の、而して „Devaluation“ の概念を再び學問的研究の域に來らしめんとする所の唯一人者である。

彼は冒頭に於て「„Devaluation“ とは何ぞや」との問題を掲げ之を次の如く答解してゐる。

„Devaluation“なる語に關して現今喧しき爭論には、此の語は原始的には何を意味せしや、と言ふが如き所の全然別箇の問題が含まれてゐる。それ故に、當今行はるゝ所の„Devaluation“に關する本位政策的論争の大部分は、結局は言葉の歸趨するものであつて、是等の論争は概念及び名辭の不幸なる不明瞭から生じた所のものであり、今日の學問は其の爲に神の報ひを受けてゐるのである。

惟ふに„Devaluation“が今日に於て意味する所は、財政學經濟學の教科書に於て此語が意味する所とは、大いにその趣を異にするものであつて„Devaluation“とは特定の貨幣種類の名稱價值を切下げること *Herabsetzung des Nennwertes bestimmter Geldsorten* であり、是のみが„Devaluation“である。然るに今日に於ては、此事が本位の金位を低下すること *Herabsetzung des Münzwertes einer Währung* と混同されてゐるのである。„Devaluation“は一方にあつては私有財産の沒收であり、國家を強奪者とするものであり、貨幣所有者を無援の犠牲者とするものであると論ぜられ、之に反して他方にあつては、私有財産制度には毫も變動を來さない所の、貿易促進を目的とする金價格の公定であると思惟せられ、かゝる經濟政策の合目的性が論議の焦點となつてゐる。茲に述べし所の„Devaluation“としての兩策は、法律的政治的經濟的に觀察して、晝と夜との對立するが如くに相對立する所のものである。„Devaluation“の對象とする所は流通場裡にある所の貨幣の通用力であり——物價を規制する事は、貨幣の通用力には關する所がなし。„Devaluation“は物價の引下げを行ひ、此の（謬れる）方策に依つて本位の價值を引上ぐるを目的とするものであり——金價格の制定は物價一般を變動せしめず、本位の昂昇を

も豫め之を擬ぐる所の手段である！ „Devaluation“は混亂より破産へ傾かんとする所の國家には危険なる方策であり、之に反して金價格の制定は、舊時の地位を回復せんとする所の、生氣瀰瀰たる國家には、適恰なる促進劑である！ 無用なる區別は素より之を立するの要を見ない。乍併貨幣の法律的概念たる通用力と、其の經濟的概念たる貨幣價值との兩者を混同して區別せざる所に、換言すれば貨幣價值——價格と貨幣との相互關係——と、鑄貨の金容量との二者を混同し、詮じ詰むれば、貨幣の沒收的取上げと鑄造用金屬の價格の引上げとを同一視せんとする所に、之を闡明するものとして學問が必要となり來るのではあるまいか。

ベンディクセンは以上の如き批判的論辯なる所見を公にし、その中に於て、獨逸の貨幣論に關する所の著書述作の「心への切實なる懇ぐ」„die dringende Bitte ena Herz“は、「忌はしき事を意味する所の忌はしき語」たる„Devaluation“が、もはや金價格の國定とは混同せざるべきではなし」„das abscheuliche Wort Devaluation, das eine abscheuliche Sache deckt, nicht mehr mit der staatlichen Festlegung des Goldpreises zu verwechseln.“と述べてゐる。

以上のベンディクセンの所論に對する所の有力なる賛成説及び反對論の何れもは、未だ現はれてゐない。„Bank Archiv“の一九二〇年五月一五日號に所見の一論の如きは、何等の理論的根據をも有せずして、唯ベンディクセン及び其の一派の貨幣名目主義者 Noninalistenに對して試みられた所の、通り一遍にして而も正鵠を失したる

論難であつた。思ふに彼等妄評者は、言葉としての „Devaluation“ が現代に於ては全く別異なる所の二箇の意義を有する、と言ふ所の根本問題に對しては盲者であるので、今之に對して一般に認らるゝ所の道德化的政治化的推論を試み、之を批判的に穿鑿するの暇は茲に持合せない。

名稱價值（通用力）を切下げることと金位を低下することとの兩者が、學問的に觀察して舊時にあつても最近に於ても、同一の歸趨點 „Devaluation“ に到達するものである、と思惟せられてゐた事は、之を争ふの餘地がない。ペンデイクセンが創唱した所の此の說の正當なる事は、或は舊時の文獻から或は最近の著述より、幾多の證例を舉示する事が出来る。茲には其の若干のみを記したい。

ロツシャールは „Devaluation“ を定義して「紙幣の名稱價值を一片の法律の發布と共に其の時の通用價值にまで切下げ、此の割合に於て在來の紙幣を、或は硬貨と或は少量に發行せられたる新紙幣と交換することである」と言ふてゐる。アドルフ・ワグナーは右と殆ど同様な定義を下して曰く「„Legale Devaluation“（合法的貨幣價值切下げ）とは、價值の下落せる所の紙幣の名稱價值を切下げて、各箇片の名稱價值の保持額を其の通用價值に等しうせしむる事である」と謂ふ。更にウキルヘルム・レキシスは記述して「„Devaluation“とは、金紙の開き „Asio“ の成立したる結果、貴金屬に對する紙幣の價值を切下げて決定することである」と謂ふてゐる。又ワルテア・ロツツは曰く「„Devaluation“とは、紙幣の價值の實際上の下落及び價值革命に顧慮を拂ふて、名稱價值と零との間に於て紙幣を兌換することである」と。ポーレンはレキシスの定義を殆どその儘に用ひ、之に若干を附加し

て「上述の定義を換言すれば、從來に比して本位鑄貨の金屬内容を減少することである」と述べてゐる。而して最後の引例たるダルベルグ²⁾の定義は頗る制限的であつて、次の如くに述べてゐる——「„Devaluation“とは本位の金位を低下する事である」。

是等の諸定義を概瞥して明なるが如く„Devaluation“には二種類があるのであつて、其の一は貨幣の名稱價值を切下げることであり、其の二は本位の金位を低下することである。

従つて最初に起り來る所の問題は、學問上に於て次の事の當否を明にすることである——曰く、前述の諸定義の意味する所は、事實上に於て相互に同じきや否や？——曰く、貨幣の名稱價值を切下ぐることと、本位の金位を低下することとの兩者は、同一不二なりや否や？——曰く、若し然らずとするも此の兩者は同一なる經濟的事實³⁾の技術的に相異なる二箇の現象形式⁴⁾、zwei verschiedene technische Erscheinungsformen einer und derselben wirtschaftlichen Tatsache⁵⁾と觀じ得るや否や？——曰く、此の兩者は共に同一名詞„Devaluation“に依つて、其の概念の本質的な點を指示せらるべきや否や？——而して之を解明せんことは敢て難事ではない。

曩に列舉した所の諸定義は——其の用語の排列上の差異を無視するときは——一般的に觀察して事實上の意義を同じうするものと考へらるゝことには、疑を容るゝの餘地があり得ない。ところが一定義の主張者が他の定義に反對し之を排撃せんとするときに、用語順の不同を以て其の論據とせることは、決して稀觀なる現象ではない。絮説するまでもなく之を實例に徴するに、レキシスのロツシャーに對する、ロツツの前記兩者に對する、ダルベ

ルグの全てに對するが如きは、其の間に存する實質上の差異矛盾を別問題とするならば、比々として皆然りである。是等の人々は此の兩者を事實上同意義であるとするか、さもなくば同意義であると信じてゐるのである。

獨りペンデイクセンは此の古典的矛盾を實際上に識認し、概念上の區別を云々してゐる。にも拘らずカール・シェーフアー⁽²⁸⁾は(最高度の典型として)、ヤコブ、ロツシャ、ワグナーの定義と、レキシス、ロツツ、ダルベルグの定義とを混同して、這間に存する所の實質上の差異矛盾を識認してゐないし、テルハルレ⁽²⁹⁾は又兩者の差異を識認せんとしつつ、他方にて兩者の融合歸一に努めてゐる。

上來の所述に依つて明となりたるは次の二點である。第一には、"Devaluation"の概念決定上に於て、二箇の相異なる意味を主張する所の *lauteude* 群團——其の一は之を定義して名稱價值を切下げることであると觀じ、其の二は之を目して本位の金位を低下することであると謂ふのである——が存する事であり、第二には、總ての是等⁽³⁰⁾の定義を學問的に主張するものは、相互の定義の間に實質上の融合一致を發見せんと努めてゐるものである。

1) Vgl. u. a. Schmollers Jahrbuch 43. Jahrgang, 1919. 4. Heft, S. 247-63; das Bank-Archiv. Nrn. 15. Mai, '19, 1. Juli, '19, 15. Aug. '19, 15. Sept. '19, 15. Nov. '19, 1. u. 15. Feb. '20, 15. Apr. '20, 15. Mai, '20, usw., usw.

2) Jacob, —Die Staatswissenschaft. 2. Bd. 1821.

- 3) Helferich, -Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft. 1855. 3. Heft.
- 4) Roscher, W., - Nationalökonomik des Gewerbleißes und Handels. 8. Aufl. 1809.
- 5) Nebenius, -Der öffentliche Kredit. 1820.
- 6) Wagner, A., -Theoretische Sozialökonomik. II. Abt. 2. Bd.
- 7) Lexis, W., -Handwörterbuch der Staatswissenschaften. Artikel: Papiergeld.
- 8) Lotz, W., -Finanzwissenschaft. 1917.
- 9) Bendixen, F., -Währungspolitik und Geldtheorie im Lichte des Weltkriegs (1. Aufl. 1916, 2. durchges. u. verm. Aufl. 1919.) u. Bank-Archiv v. 15. Apr.'20.
- 10) Heyn, O., -Weltwirtschaftliches Archiv v. 1. Apr.'19.
- 11) Diehl, K., -Bank-Archiv v. 1. u. 15. Feb. 20.
- 12) Pohle, L., -Das Problem der Valutaentwertung. 1919.
- 13) Trthalte, F., -Freie Wirtschaft v. 10. Nov.'19.
- 14) Lansburgh, A., -Die Bank. 1918. II. u. Okt. 1919.
- 15) Dalberg, R., -Weltwirtschaftszeitung v. 11. Apr.'19.
- 16) Rosenberg, W., -Valutfragen. 2. Aufl. 1918.

- 17) Wassermann, -Zeitschrift „Demokratie,” 1919. 2. Heft.
- 18) Hauser, -Bank-Archiv v. 1. Juli '19.
- 19) Weil, -Bank-Archiv v. 15. Nov. '19.
- 20) Kämmerer, E. W., -Bank-Archiv v. 15. Sept. '19.
- 21) Bendixen, F., -Devaluation. Eine Richtigstellung. (Bank-Archiv v. 15. Apr. '20)
- 22) Roscher, W., -a. a. O. S. 293.
- 23) Wagner, A., -a. a. O. S. 718.
- 24) Lexis, W., -a. a. O. (3. Aufl. VI. Bd. S. 996)
- 25) Loitz, W., -a. a. O. S. 809.
- 26) Pohle, L., -a. a. O. S. 37.
- 27) Dalberg, R., -a. a. O.
- 28) Schäfer, C., -Die legale Devaluation. Schmollers Jahrbuch, 43. Jahrgang, 4. Heft. S. 217.
- 29) Tynhalle, F., -Die legale Devaluation (a. a. O.)

二 近代に於ける “Devaluation” の若干實例と其の研究

凡そ定義を下すと言ふ事は、常に容易の業でない。學問が——學問自體は其の事を識知せずして——茲に謂ふ „Devaluation“ なる一語をして、全然相違せる所の二箇の事實、*zwei Tatbestände* を一括して概念せしむるや否やと言ふ問題は、當に定義の用語の順序に關するだけの問題ではなくて、更に充分なる解明を要請する所の問題である。此の點に就ては更に考察を施し、而して次の問題を提出したい——曰く、貨幣史的全道程上に於て看取せらるゝもの——而して开は、某々の定義の主張者によりて „Devaluation“ なりと定義せらるゝ所のもの——は、學問上に於て „Devaluation“ の實例として承認せられ、識認せられるであらうか？…… *als Fälle der Devaluation bekannt und anerkannt sind?*——。斯の如き過程を、其の經濟的本質に基いて識別するの標識如何？——。此の „Devaluation“ の要素は何處に存し、之に對して偶素とは何を指示するや？——。

以上の検討の結論として吾人の言ひ得る所は、實際上に於て „Devaluation“ の定義の二群が同じ意味を有するものであるとするならば、开は論理的に容易に説破せられるであらう、と言ふ一事のみである。が再考熟思するに、斯の如き見解は現象の經濟的要素を無視して、唯——技術的なるが故に明に——偶素的なる外形に着眼依據するが故に生じ來る所のものであつて、事實上に於て——既に充分なる解明を得たるが如く——一定の貨幣種類、名稱、價值を切下げる事、*Herabsetzung des Nennwertes einer Geldsorten* と一の本位の金位を低下する事、*Herabsetzung des Münzfusses einer Währung* とは、經濟的目標に照し本質的内容に鑑み、其の明白なる成果を思ふときは、同一不二の方策であり、從つて此の兩者は同一の名稱と概念との中に包攝せらるべく、包攝せら

れねばならない。偶素的なる所の技術的形式を出發點とするが故に、現象間の共通的要素を明示せないのである。完全定義が誘導せられるのである。

貨幣史は „Devaluation“ の實例に乏しくない。素より茲に謂ふ所は學問上に於て一般的に „Devaluation“ と指呼せらるゝ現象を意味するものなることは、絮説を須ひないのであるが、„Devaluation“ の典型として形影相伴ふが如くに、財政學上の諸著述に——時として貨幣論上の著作にも——引用せらるゝは、一八二一年の奧太利の „Devaluation“ と、一八三九年の露西亞の夫れとの兩者である。

此の——奧太利に於ては一八一一年二月二〇日付の財政特許條例により、靈亞西にあつては、一八三九年七月一日付の法律に依つて、制定施行せられた所の——兩者は事實上貨幣經濟的前提に於ても、財政的（本位政策的にも？）目的に於ても、實施の方法に於ても一般經濟的目的に於ても、何れも本質的に相等しきが故に、此の兩者を一括して同一の科學的概念に包攝するに、疑問の餘地はあり得ないし、又實際上に於て疑問も起らないであらう。兩場合ともに „Devaluation“ の前奏として不換紙幣の氾濫を見た。兩場合ともに金紙の開きが成立してゐた。兩場合ともに „Devaluation“ の改良主義的方策を同様の手段に訴へて實施した。而して最後に兩場合ともに固有本來の目的の大部分を逸失したのであつた。以下に之を稍と具體的に叙述したい。

露西亞にては、紙幣を „Devalvieren“——名稱價值を切下げること——したのである。詳言すれば、留紙幣

として流通してゐた所の指圖證券 Assignment を市場から引上げ、此の指圖證券の額面三五〇留に付一〇〇留の割合で、新紙幣たる帝國信用證券 Reichskreditbillets を交付したのである。けれども兌換の再開せられざる限りは、金紙の開きを消滅せしむる事に對し何等の効なかりしは、敢て恠むを要せぬ所である。一八五四年——クリミア戰爭の結果として——兌換が復又停止せらるゝや、金紙の開き再び發生して、倫敦及び伯林に於ける留相場は暴落を演じたのであつた。

金紙の開きの成立と本位相互間の留の爲替相場との兩者を常に念頭に置いて、紙幣の名稱價值を切下げることはのみが „Devaluation“ であり、他のものは „Devaluation“ ではあり得ず、又 „Devaluation“ としての作用をなし得ないのである。兌換の回復再開は——自ら明なるが如く——その續く限りに於て金紙の開きの發生成立を礙げ、本位相互間の爲替相場を法定平價に定立するの作用を有するものである。とは言へ兌換は „Devaluation“ の本質には屬せないのであつて³¹⁾——一八一一年の奧太利の „Devaluation“ とともに——總づの „Devaluation“ に最も特有なる點を形成するものではないのである。

奧太利の „Devaluation“ は、ベルギウス³²⁾が其の著す所の「奧太利史」„Geschichte Österreichs“ 中に、之を戲曲的に叙述した一齣がある様に、廣く知られたる事實である。此の場合にも紙幣の氾濫があり、舊紙幣は——五に對する一の割合にて——「維納本位」„Wiener Währung“ と稱せらるゝ所の新紙幣「銀行證券」„Banko-Zettel“ と引換へられたのであつた。換言すれば此の場合には、「價值低落したる所の」„entwerthe“ „紙幣の「名稱價值」

„Nennwert“を、殆どその通用相場に相當するまでに切下げたのであつて、偶然に多量の紙幣を所持してゐた者には、沒收的徴税によつてその作用の制限を圖つたのであつた。乍併此の方策が本位相互間の相場決定上にも、奧太利のグルデン Guldenを「價値付ける事」、Bewertungにも——兌換不能であり、兌換再開の見込の發生せざる限り——何等影響する所なかりしは審る要もない。

然らば以上に所述の兩箇の„Devaluation“は、何れも紙幣の名稱價値を切下げることと定義せられ得べきや？——或は又通貨量目を低下すること若くは金位を低下すること、と定義せらるべきや？——其の答解は之を後述に委したい。

一九一九年、チエツコ・スロヅキヤに於てはクローネ紙幣 Kronennoten の管理が行はれた。并は總てのクローネ紙幣の一半を無効と宣し、殘る所の一半には一定の刻印を付して其の通用力の繼續性を公認し、之を所有者に返還したことを指示する。かゝる手段も尙、„Devaluation“たるに値するだらうか？——之を次の如く解明したい。——惟ふに此の方法と、一八一一年の奧太利の„Devaluation“の方法との間に存する所の差異と言ふは——法律的、本位政策的及び一般經濟的に觀じて——一の輕些なる技術的項目にすぎぬ。具體的に言へば舊貨幣をより、少き通用力を有する所の新貨幣と交換すること、單に支拂手段の一部を沒收し——新に認證せられたる所の——其の殘部を流通場裡に出すことは、全然同一の事柄である。けれどもチエツコ・スロヅキヤにて行は

れたる所の此の暴舉を稱して「Devaluation」と謂ふは憚りたいのであつて、有體に言へば此の手段が果して「名稱價值を切下げること」„Herabsetzung des Nennwertes“であるか否かは、疑を容るゝの餘地があるのであり、斯點に就ては上來の諸定義の何れもが未だ觸れてゐない。

本位理論的視點に立つて更に興味深きは、一八八二年亞爾然丁にて行はれた所の「Devaluation」である。當に一個孤立の現象として觀察するのみならず、更に又亞爾然丁の本位史上の一齣として考究する時は、興味いと多き所である。然らば斯の年には何事が起つたのであるか？——曰く一八三九年に於ける露西亞の如く、一八一一年に於ける埃太利の如く、亞爾然丁に於ても紙幣が *devalfieren* せられたのであつた。紙幣 *Peso* は悉く沒收せられ、其代りとして舊 *Peso* 二五に對し新 *Peso* 一が交付せられたのであるが、新 *Peso* も亦紙幣であつたが故に、露西亞に於けるよりも悪い結果が起つたのであつた。一八八五年に至り——兌換が回復せられざる故に——猛烈なる所の兌換再開要求運動を見たこと、是である。

前述の方策は、一八九七年に同じく亞爾然丁に於て行はれた所の同様の方策と屢々比較せられるのであつて此の折には *Peso* の本位相互間に於ける相場を定立——特に高く定立——せんと試み、*Peso* と金の重量單位との間に、新に比率を定めて兌換を再開したのであつた。故に此の場合には、一 *Peso* と雖も、紙幣の市場より引上げられたものなく「名稱價值」„Nennwert“は毫も切下げられなかつたのであつた。——是も尙「Devaluation」たるであらうか？——。

然らず——とペンデイクセンは謂ふ。曰く、斯の如くに根本的に相違する所の兩策——其の前提に於て、其の經濟的目的に於て、將た其の實行の方法に於て、又其の結果に於て、根本的な差異を有する所の此の二者——を學問上に於ては同一の名稱を以て指呼すべきではないにも拘らず、此の兩者を共に“Devaluation”とする者あるは怪むべきである、と。

ペンデイクセンが上述の方策を“Devaluation”ならずとするに反對して、夫れを“Devaluation”なりと主張したいと思ふが、抑々何れか正しき——惟ふに事の實際に於て“Devaluation”が「金屬量目を低減する事」*Herabsetzung des Münzgehaltes*“なる時は、同時に其れは「金位を低下すること」*Herabsetzung des Münzfusses*“であるが故に共に誤れるものではない。が若し开うだとするならば、あらゆる國民に通じ總ての時代に於て貨幣史上に“Devaluation”と指稱され得べき場合が皆無となるであらう。

一の本位の金位を低下することは、流通場裡に輕量なる通貨を齎すのみならず、更に又貨幣單位と金屬重量單位との比率が、之に應じて定めらるべきことを要するは自明の理である。其れ故に貨幣の本質を金屬に基據せしめ、紙幣の「貨幣職能」*Geldfunktion*“を其が金に對する所の書面上の權利に依繫せしめんとする「貨幣金屬主義」*Metallismus*“は、此の點に就ては敢て諍ふ所がないのである。

一八九七年に行はれたる所の亞爾然丁の本位改革を“Devaluation”と稱し——學問的名稱は、當該現象の本

質を擧示すべきものなるを要するにも拘らず、之を思はずして——此の改革と前述の改革とは其本質を等しうするものである、と言ふが如き主張をなすものは、自己の觀點の中心を有せざるものと評されねばならない。一九二〇年五月一五日號“Bank-Archiv”上に所掲の一文の稿者は、ペンデイクセンに反對して一八九七年に行はれたる亞爾然丁の本位改革を明に“Devaluation”と指稱したが——而して還は「貨幣金屬主義者」「Metalist」及び「普通人」„der vernünftige Mensch“が此の語„Devaluation“によりて考へ出す所の唯一の形式であるが——事實は寧ろ其の反對であつて、國際支拂制度を根本的に理解せる所のクルト・ジンガーの如き頭腦明敏なる理論家は、此の亞爾然丁の方策を“Devaluation”とは認めず、又同年に行はれたる所のウキツテの本位改良 Wirtes Währungsreformを目して、一箇の「所謂」„sogenannte“ Devaluationとしてその特質を擧示せんとする。茲に於て乎上來所述の方策一般を“Devaluation”と指呼するの說に従ふべきや、將又「所謂」付である所の注意周到なる用語によりて表はさるゝ意味に於て、亞爾然丁及び露西亞に於ける金價格の公定をも“Devaluation”として概念せんとする所の見解——ペンデイクセン及び予(Bisect)の所見——に倚るべきやと問題が生じ來つたのである。

惟ふに是等の兩策——一八九七年の亞爾然丁の本位改革と、ウキツテの名に結想せらるゝ同年の露西亞の本位改革との兩者——は公的には其の本質を同じうするものであり、何れも金位を低下することであると解され得るが故に、此の方策は——例へば露西亞に就て言ふときは、拾留金貨の價值を増加せしめて、其の通用力を拾五留

とならしたものであつた——。之を別言すれば、„Devaluation“は其の變態として一時的に鑄貨の名稱價值を引上
げることの Heraussetzung となるのである。

30) Vgl. Kurt Singer und Schmidt-Essen, —Inflation. Ihre Entstehung, ihr Verlauf und ihre Heilung.
(Sonderbeilage zum Bank-Archiv v. 25. Okt. 1920.)

31) Vgl. z. B. Roscher, oben.

32) Bergius, C. J., —Finanzwissenschaft. 2. Aufl. S. 636 ff.

33) Vgl. Singer K. u. Schmidt-Essen, —a. a. O.

34) 本誌本號本稿五一七頁參照

35) Singer K. u. Schmidt-Essen, —a. a. O. (Vgl. Roscher, oben)

三、本論——„Devaluation“の概念

茲に於て乎、問題の全部は最も簡單なる形式に於て呈示せらるゝ事になつた。曰く、本位の金位を低下すること
と、「價值の下落したる所の」„entwerteten“紙幣の名稱價值を切下げることとは、其の經濟的本質を同じうする二
手段なりや否や?——南亞弗利加の金坑の收利率が英國政府をして其の磅金貨を將來に於て輕鑄することを考慮
せしむることと、維納の政府をしてチエツコ・スロヅキヤの所爲に倣ふことを意圖せしむる事とは、本質上相等

しきや否や？——或は獨逸が將來に於て貨幣法の第一條及び第二條を改正し、新に定めらるゝ所の金位を以て金本位を回復すること、毫も兌換を行ふ事なくして紙幣及び國庫債券の十分の五（七或は八、又は九）をその所有者より沒收することとは、實際上相等しきや否や？——。

以上の各一對が夫れ夫れ相等しとする時は、現今跳梁せる所の名稱論に對するペンディクセンの攻撃 Angriffs は、その大部分が無意義に歸する——と言ふ意味は、ペンディクセンは上述の各一對中の二策は、概念上に於て本質的に異なるものであることを説いて之を峻別せんと欲し、あらゆる場合に於て „Devaluation“ なる「表示」 „Bezeichnung“ „u“ „Devaluation“ の各種の「定義」 „Definition“ とが、全然同一ならんことを求めんと欲するが故である。——乍併名稱價値を切下げることと金位を低下することが、如何なる場合にも等しからずとせんか——此の概念的事實からして、名稱論上の概念的區別が明に表現せられる、と言ふ結論が生じて來るのである。

此處に所述の „Devaluation“ なる共通的名稱の下に、學問上無差別に包攝せらるゝ所の過程の總てが、概念的に同意義なりや否やに關する問題 Die Frage nach der begrifflichen Gleichartigkeit は、叙述するまでもなく、其の絶對的同一性に關する問題 Die Frage nach ihrer absoluten Identität ではない。問題とする所が概念の決定であるならば、本質的ならざるもの——唯偶素的にのみ存するもの——を含む所の現象の多様性 Vielheit der Erscheinungen. を一括抽象して、諸過程の本質的、要素的標識——而して是のみ——を含む所の概念

の統一性 Einheit des Begriffes に包攝すべきである。茲に到つては „Devaluation“ の史的實例として前章に述べた所の財政改革は、多くの點に於て相互の間に差異を有するにも拘らず、何れも „Devaluation“ の實例と觀ることを許さるべきものである。加之同一の概念と同一の名稱との下に——偶素的に存するにすぎざる所の差異を無視して——すべてに本質的 wesentlich für alles にして且すべてに共通的 gemeinsam allen なる所のものを包攝せんとするは、學問的分類の必要よりも生じ來る所である。換言すれば概念の本質を決定する所のものとして總ての現象に存する所の標識は、學問的承認を得たるものであることを要し、又之を得ることを要すと言ふことを以てその前提とせねばならないものである。

問題は此の故に更に簡單となつた。財政改革を „Devaluation“ と稱すべきや否や？——若くは此の兩者は殆ど相等しきものと認むべきや否や？——と言ふは問題ではない。茲に問題とは „Devaluation“ の標識として本質的なるものとは抑ゝ如何なるものなりや、と言ふことである。

ペンディクセンは此の問題を無條件に否定せんとするのであるが、今茲にペンディクセンの研究に一步を進めて、如何なる綜合經濟的干渉の下に於て、此の „Devaluation“ なる概念が発生し成立するかに就て、若干の考察を試みたい。

惟ふ貨幣理論 Geldtheorie に關する著作にては、概して „Devaluation“ に關する論議を見ざるに反して、財政學 Finanzwissenschaft に關する著述が何れも其の若干頁を割いて „Devaluation“ を説いてゐると言ふ事

實は、決して無意義なりとして看過せらるべき事柄ではない。彼等財政學者が „Devaluation“ をして國債制度 Staatschuldenwesen に聯繫せしむるの意は、彼等は紙幣を目して流動債務 *schwebende Schuld* の一部であるとなす。 „Devaluation“ は——予 (Elster を指す) の理論的及び政策的見地に立脚するとき——國家をかゝる國家債務より解放せしめんとする所の手段 *eine Mittel, sich solcher Staatschulden zu entledigen*——その正否は姑く別問題として——である、と言ふに在る。

„Devaluation“ は其れ故に本來は一の財政學的範疇であつて、本質的には紙幣に依つて生じたる所の國家の流動債務を一方的に切下げること、若くは制限せられたる所の國家破産として標識せらるべきである。Die „Devaluation“ ist also wohl ursprünglich eine finanzwissenschaftliche Kategorie, wesentlich gekennzeichnet als die einseitige Herabsetzung der durch Papiergeld dargestellten schwebenden Staatsschuld, als ein beschränkter Staatsbankrott, und während dieser Zeit ist die „Devaluation“ und die „Devaluation“ として呼稱せらるる所の一切の方策——相互に差異する所あるにも拘らず其の一切——は本位政策上の新秩序を建設するが爲に、例外なく金屬供給上の法定的なる國家債務を專制的に切下ぐる點に於て、其の本質を同じうするものであると解し得るのである。紙幣は一の國家債務であり、かゝる債務の内容は——紙幣發行の爲の特別法に依つて重量及び金位を一方的に決定せらるる所の——貴金屬の一定量に歸趨する。紙幣流通の縮少は——其の方法が沒收たり引換たり將又刻印付けであらうとも——此の國家財政的見地より觀察すれば aus diesem staatsfinanziellen Gesichtswinkel

nel heraus betrachtet 本位の金位を低下することと本質的に同意義である。蓋し金(又は銀)にて支拂はるべき所の紙幣所有者に對する國家の債務を、專制的に切下げることに趨到するからで、茲に於て „Devaluation” として上來枚舉せられた所の國家の干涉 *Eingriff* を、概念的及び名稱論的に總括することを得るのである。

財政學的範疇より言ふときは、凡そ貨幣史上に於て „Devaluation” と認めらるゝ所の一切の方策は、何れも國家破産の一の現象形式として其の特質を標示せられてゐる。而して上述せるが如き觀點に立脚すれば、ウキツテの本位改革の如き方策は、國家破産と言ふ所の好ましからざる概念に包攝せらるゝことは、之を否定するを得ない所である³³⁾。

忌憚する所なく立言せんか、此の觀點——財政理論的及び財政々策的觀點——より視る時に於てのみ、總ての „Devaluation” は一箇の統一的なる概念及び名稱の下に、正しく包括せらるゝのである。素より名稱としては此の „Devaluation” を採用するとしても、其の爲に特別なる理由があるのではなく、又 „Devaluation” の名目的定義としては——「名稱價值を切下げること」とするも「金位を低下すること」とするも——何れを正しとすべき根據を缺くものである。其の故如何とならば、如何なる名稱を用ふるにせよ、何れの定義を採るにせよ、其の何れを以て正しき根據を有するものなるかを定むべからざればである。唯併し乍ら、あらゆる場合に實存し且、其の手段の本質を標示する所のものから出發せずして、偶然的或然的——換言すれば一又は若干の技術的——形式に看取せらるゝ所の標識より出發する定義は、其の成立の由來の故に反對せざるを得ないのである。

上來の所述に於て——ペンディクセンの試みたるが如くに——非學問的なる所の概念論を難じたのであるが、Devaluation“の概念の學問的成立史に照す時は、未だ“Devaluation“の概念を闡明し得たりとは思はれぬ。そこでペンディクセンと共に更に研究の歩を進めて、實際上屢々謬解せらるゝ所の此の“Devaluation“に就て、其の概念及び用語法を突き詰めて考へたい。

紙幣問題及び通貨膨脹問題、Papier- und Inflationsproblem は、其の最深の本質に於ては、國家財政的問題、staatsfinanzielle Problem であり、國家債務の分問題の一であると言ふ所の根本觀念を抛たんとする時のみに於て、而して又一般國民經濟的見地を棄てんとする時のみに於て、現今廣く目瞶せらるゝが如き所の“Devaluation“の概念の妄用、濫用が起るのである。之に反して「紙幣」、「Papiergeld」、「膨脹」、「Inflation」、「縮約」、「Kontraktion」の三語を通じて、本位維持問題や其の他の多くの問題の一群を、常に國家財政の見地よりするのみならず更に又本位政策及び一般經濟政策の觀點から考察するに於ては、同一の名稱“Devaluation“を以て、本位政策的及び一般經濟的に（又法律的にも）全然相違する所の二箇（少くとも二箇）の方策“mit einem und demselben Namen……zwei durchaus verschiedene Massnahmenを”一括して指稱することを得るのである。

ペンディクセンはいみじくも、次の如くに論じてゐる——曰く一方に於てウキツテの財政改革と、一八九七年に行はれたる所の亞爾然丁の財政改革とは、共に過去の事實であるに對し、英國政府が鑛山業收利率の維持を目

的として行はんとする所の金位の變更は、將來に於てあり得べき事たるに過ぎぬ。然るに他方に於ては、一八一年に行はれた所の塊太利の „Devaluation“、一八三九年に行はれた所の露西亞の „Devaluation“、一八八二年に於ける亞爾然丁の „Devaluation“、更に新しくは一九一九年に於て行はれた所のチエツコ・スロヰキヤの „Devaluation“、是等は前者に比して其の法律的本位政策的及び一般經濟的意義に於て、火と水との如くに異なるものである、と。

ベンディクセンの此の見解に對して茲に一言したいと思ふのは、今日の „Devaluation“ 論争は國家財政的問題に關する論争である、と解せらるべきではないと言ふことであつて、ベンディクセンが其の批判の結論に於て、屢々此の旨を反復立言してゐるのを見れば、其の證左は容易に得られるのである。

36) Vgl. etwa: Otto Hoetzsch, — Russland (I. Aufl.) S. 338. „Die Massnahme ist ein verschleierter teilweisen Staatsbankrotte gewesen...“

四、結 論

問題は今や明視の域に入つて來た——根據は多少薄弱なりと雖も、事實上に於て全く正しき所のベンディクセンの論調は、貨幣名目主義の根本觀念によりてのみ理解せらるべきものなりや、或は又理論的貨幣金屬主義は其の貨幣本質論より進一步、問題の焦點たる „Devaluation“ を、今日用ひらる所の包括的な意義に於て用ふべき

や?——。

此の問題を次の如くに解明したい。

夫れ理論的貨幣金屬主義なるものは貨幣の本質を金屬素材に覓め、紙幣にあつては其の本質を證券に表示せられたる所の金に對する權利の保持者、と言ふ點に依據せしめたるものである。故に今は時としては、曩に指示したる所の財政學 *Finanzwissenschaft* の立場からの觀察を、貨幣理論的觀察の方へ導かんとするものであり、現今 *Devaluation* なる名稱に包攝せられてゐる所の總てのものを、*Devaluation* と指稱せんとするものであるが、茲に疑を存したい——曰く、二箇の方策が其の實際上の差異 *praktische Verschiedenheit* (前提及び目的に關する相違) に就ては、論争を生じ得ざる時には、此の兩方策を一箇の理論的概念の中に *in einem theoretischen Begriff* 統括し得る機會があるとしても、抑も理論——理論とは直觀 *Anschauung* を謂ふ——なるものは、生活眞理の爲に役立つべきものなりや否や?——而して融和歸一し得べき兩者を *Devaluation* の必然性と合目的性とに應じて、一致融合させ得ざる所の名稱論は之を憐愍したいと思ふ。蓋し其の一たる名稱價值の切下げは、本位政策上には無効であり、經濟上には有害であり、道德上に於ては非難すべきものとして反對せらるゝにも拘らず、其の二たる金位の低下は推奨せらるゝ所であり、而して此の兩者を共に *Devaluation* なる名稱を以て稱呼せんとするからである。

曩に一言した如く、今や此の間の消息を明にすべき時となつた。

貨幣名目主義は表章簡片の通用力を切下げること、金價格を決定すること——今の場合には金位を低下することを含む——との間には名稱論上に於て峻別を立するの要があるであらう。流通せる所の(名目上の)貨幣量を縮少する爲に採らるべき所の方策は、本位金屬の價格決定の公的管理とは、之を嚴に區別せねばならない。かゝる手段の代りとして、上來論議せられた所の貨幣理論的本位政策的及び一般經濟的に「縮約」Kontraktion」と稱せらるゝ方策の一群があるのである。茲に縮約と謂ふは、國家の干涉によつて(名目上の)貨幣量を縮少することであると言ふを俟たない。此の國家の干涉が行はるゝ所の技術的形式に至つては、沒收であらうと、引換であらうと、或は又刻印付けであらうとも、通用力の縮少であると言ふ點に於ては毫も軒輊すべき所以を見ないのである。此の縮約と云ふ形式のみが本來的に正しき「Devaluation」である。So recht eigentlich wäre denn auch nur diese eine Form der Kontraktion eine „Devaluation.“ 固有の語義より言ふときは「Devaluation」とは「價值を切下げること」Herabwertungである。

„Devaluation“なる語は斯の如き意味——唯斯の如き意味のみ——に於ては異論なく用ひらるゝが故に、總ての貨幣簡片の通用力の切下げを技術的に實施する事は、あらゆる方面から觀察して、縮約の一形式としての充分なる標示である。此の狭き意味に限定せんか、„Devaluation“なる語は無くも可なる語であつて、更に廣き意義を與へんとするならば、其の故郷たる財政學へ惜みなく奪ひ去られるであらうが、其の故郷に於ては害を醸すこ

ともあるまい。

——大正十年夏至の領譯了——

福田徳三 閱
鈴木平吉 譯

„Devaluation” の概念に就て